

第二百一回国会 原子力問題調査特別委員会議録 第三号

令和二年五月十九日(火曜日)
午後一時二十一分開議

出席委員

委員長 江渡 聰徳君	官(文部科学省大臣官房審議 千原 由幸君)
理事 伊藤 忠彦君	政府参考人(厚生労働省大臣官房審議 吉永 和生君)
理事 中村 裕之君	官(経済産業省大臣官房福島 須藤 治君)
理事 松野 博一君	政府参考人(復興推進グループ長)
理事 斎木 武志君	政府参考人(資源エネルギー庁電力・ガス事業部長)
理事 井林 辰憲君	大西 英男君
理事 泉田 裕彦君	鈴木 淳司君
理事 城内 寒君	野中 厚君
理事 堀井 學君	古田 圭一君
理事 三原 朝彦君	宗清 皇一君
理事 浅野 哲君	岡本 三成君
理事 築 宗生君	藤野 保史君
委員の異動	玄葉光一郎君
○江渡委員長 同日	日吉 雄太君
○江渡委員長 同日	松原 仁君
○江渡委員長 同日	高木 美智代君
○江渡委員長 同日	宮川 伸君
○江渡委員長 同日	足立 康史君
○江渡委員長 同日	本多 平直君
○江渡委員長 同日	田嶋 要君
○江渡委員長 同日	横山 信一君
○江渡委員長 同日	牧原 秀樹君
○江渡委員長 同日	中野 洋昌君
○江渡委員長 同日	更田 豊志君
○江渡委員長 同日	石田 優君
○江渡委員長 同日	小山 智君
○江渡委員長 同日	○江渡委員長 これより会議を開きます。

○江渡委員長 本日の会議に付した案件
政府参考人出頭要求に関する件
原子力問題に関する件

原子力問題に関する件について調査を進めます。この際、お詫びいたします。

本件調査のため、本日、政府参考人として内閣府大臣官房審議官十時憲司君、復興庁統括官石田優君、復興庁統括官小山智君、文部科学省大臣官房審議官千原由幸君、厚生労働省大臣官房審議官吉永和生君、経済産業省大臣官房福島復興推進グループ長須藤治君、資源エネルギー庁電力・ガス事業部長村瀬佳史君、原子力規制庁次長片山啓君、原子力規制庁長官官房審議官大村哲臣君及び原子力規制庁長官官房審議官金子修一君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○江渡委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

○江渡委員長 質疑の申出がありますので、順次これを許します。古田圭一君。

○古田委員 自由民主党、中国ブロック比例の古田圭一でございます。

初めて質問させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、原子力発電所の運転期間四十年制限ルールについてですけれども、前回のこの委員会でも宗清委員も質問されておられましたが、それに関連してお伺いさせていただきたいと思います。

原発の運転期間は、原子炉等規制法に基づいて、原則四十年とされ、原子力規制委員会の認可を受ければ、一回に限り、二十年を超えない期間で延長することができると思われます。この四十年という数字は、暦の上で年の数であり、原子炉の運転停止期間も含むものとなつております。

これまで、原子炉の中性子照射による脆化の状況はさまざまである中で、四十年の年数のカウントから運転期間四十年というのは、立法時の国会審議において、技術的見地のみならず幅広い観点から議論がこれまでありました。

この点につきまして、更田委員長は、「この運転期間四十年というのは、立法時の国会審議において、技術的見地のみならず幅広い観点から議論が重ねられた上で法制化されたものと認識しております。同法の定める年数並びにそのカウントの仕方そのものに関して、原子力規制委員会において議論できる範囲は限られている」という認識を示されつつも、経年劣化という観点では、「原子力発電所の安全性を維持できる期間は、さまざまに定まるものであって、四十年又は六十年と一律に定まるものではない」というふうに考えております。

その上で、原子炉圧力容器の照射脆化など運転することによって劣化が進むものがある一方で、ケーブルの絶縁低下など運転をしなくても劣化が進むものもあるなど、さまざまな観点からの議論が必要であるとの認識を示されておられます。

こうした中で、原子炉の経年劣化管理に係る原子力エネルギー協議会との実務レベルでの技術的意見交換会が三月から開催されていると承知をしております。この意見交換の結果につきましては、報告書が五月をめどに取りまとめられ、原子力規制委員会に報告される予定だと承知しておりますけれども、コロナの関係でこれもどうなつたか、その辺を含めて現在の議論の状況について伺います。

○大村政府参考人 お答え申し上げます。

ういうところもあるわけですね。一般論で結構です。

○吉永政府参考人 お答え申し上げます。

嶺南地域におきましては、感染症の医療施設が三施設ございます。それで、最低限の数としては、委員御指摘のような数字になるかと思いますが、現時点ではコロナに対応する病床として県が確保しているものはそれだけではございませんので、先ほど申し上げたとおり、県全体の数字では、その中で福井県の方で調整を行っていくということを承知しているところでございます。

○藤野委員 地元の方が一番心配されているのは、ほかの県でも起きているわけですがけれども、複数陽性者が出ていた場合に、一体どこに、医療機関に入るのか、どういう段取りになつていてのかと云ふことなんですね。

例えば、原発で作業されていた方で、そこがクラスターになつてしまつた場合、そういう場合の対応というのは何か方針はお持ちなんですか。

○吉永政府参考人 お答え申し上げます。

原子力発電所の作業員の方で入院を要するような陽性の方が出ていた場合というお尋ねでございますが、これは、他の感染者、普通の、原発の作業員以外の方と同様でござりますけれども、その感染者の状況に応じまして、都道府県などが入院の調整を行うという形になつてございます。

そういう意味で、もちろん、その近くにあいている病床があればそちらにとすることになるかもしませんけれども、一義的には、福井県内において病床を調整するということを福井県が行なうということと考えてございます。

○藤野委員 ですから、全く人ごとなんですね。いわゆる原発は経産省が進めているわけですが、それでも、その進めているもとで、非常に三密の状態で働くを得ないことについて、この新型のコロナの対応については何も省としては方針を持つていない、全て自治体にお任せ、これでは、本当に自治体の不安というの解消されないと思っています。

九州電力の川内原発というのは、次回の定期検査が実はあしたからなんですね。

○東京電力は、先ほど言つたように四名の陽性者が出たこともあり、原発の再稼働に向けた工事を劇的に減らしました。六百件工事件数があつたのが百二十件に減らし、作業員も四千名から三千五百まで減らしたということあります。

関西電力も、初めは延期しなかつたんですけれども、いろんな私どももレクとかをして、地元の方も申入れをして、そういう中で大飯原発三号機が百二十件に減らしたということあります。

東海第二原発についても、オンライン署名といふのが今広がつておりますと、三密の作業をやめます。

ところが、この間、九州電力に、本当にやるんですけど、やるんですけどと何度も聞いてもやると言うんです。東電も関電もやめているのに、九電はあしたから始める。伺つたところでは、三千名の方が今回の定期検査に携わり、うち県外が約千人に上ると伺つております。

これは本当にやるんですか。これは規制委員長にお聞きしたいんですけども、東電とか関電は、コロナ感染拡大防止、これ以上感染拡大させないということで停止とか延期とかしているわけですね、工事数を減らすとか。九電は全くこのままやろうとしているんですけども、これは何も言わなくていいんでしょうか。

○更田政府特別補佐人 お答えいたします。

川内原子力発電所二号機の定期事業者検査の開始時期やその後の検査の工程ですけれども、これはあくまでやはり事業者である九州電力が、作業要員の確保も含めて判断すべきものであろうと考えております。

ちなみに、九州電力からは、現時点までに、川内原子力発電所二号機の定期事業者検査については全く今の広域避難計画にも原子力災害対策指針にも書かれておりません。

二十日、明日に開始するものと承知をしております。

○藤野委員 いや、だから、そこが問題なんじゃないかと言つてゐるわけです。東電や関電、もうやめている。

この間、地元で、関電では、死亡・労災事故を始め、労災が相次いでおります。高浜では実に四件、死亡や重傷事故が起きて、いる。この背景には、私は、やはり通常の原発の運転でも三密などで大変なのに、今、再稼働に向けたテロ対策などがあります。

つまり、こういろいろな作業や工程が同時に並行で進んでいく、こういうオペレーションを今まで電力事業者はやつたことがない。その上でコロナが起きて、いるということで、やはり本当に大きなことで、そういう死亡事故を始めとした労災がこの二年間ふえてきているわけですね。

ですから、こう新しい新型コロナという知識を得たわけですから、この原発という最も三密な組織における作業、あるいはオペレーション、あるいはチェック体制、こういうものも総合的に見直していく、そういうことが求められていると、いうふうに思います。

ちよつと時間の関係で先に行きますけれども、これは定期検査だけの問題ではなくて、避難計画の問題も全くこの新型コロナを想定していないといいますか、もともと複合災害という観点は弱いわけですから、感染症といふ部分についても、全く今の広域避難計画にも原子力災害対策指針にも書かれておりません。

○更田政府特別補佐人 お答えいたします。

現在私が承知しておりますのは、内閣府の原子力防災担当において、避難計画等のさらなる具体化、充実化を念頭に、基本的な方向性について検討を進めているものというふうに聞いているところであります。

○藤野委員 複合的な災害を想定したものは必要だと、ということです。ぜひつくつていただきたいと思います。

今答弁あつたように、内閣府は現在、そうした住民避難などをめぐる新型ウイルス感染症の検討を始めたということを私も認識しております。そして、なるべく早く検討を進めると、言つてはいるのですが、これはもう既に起つて、いるわけですから急いでいただきたいのと、あと、私は

もとより原子力災害を考える場合には、一般的地震であるとか津波であるとかといった自然災害と重なり合うということを十分に意識をしておかなければなりません。今回、未曾有の事態でありますけれども、新型コロナの感染症という事態に至つて、原子力災害、自然災害、それから感染症の蔓延、重なったときの対処を考えおく必要がある。

それには、それぞれの特性がありますので、原子力災害に対する対策指針、自然災害に対する対応についてきちんと検討して定めておくことの重要性と、それから、先生御指摘の延に対しても、防災基本計画、それから感染症の蔓延に対する対処方針等があります。それぞれがそれぞれの特性に応じた対応についてきちんと検討して定めておくことの重要性と、それは基本的に考え方として重要なことであろうと思います。

今般、原子力災害対策指針の以前に、地域防災計画の中で、それぞれの、蔓延の状況がどういうインパクトを与えるのか、さらに、どういう考慮を重ねなければならないかということに関しても、確かに、御指摘のように、必要なことであると思います。

今般、原子力災害対策指針の以前に、地域防災計画の中で、それぞれの、蔓延の状況がどういうインパクトを与えるのか、さらに、どういう考慮を重ねなければならないかということに関しても、確かに、御指摘のように、必要なことであると思います。

現在私が承知しておりますのは、内閣府の原子力防災担当において、避難計画等のさらなる具体化、充実化を念頭に、基本的な方向性について検討を進めているものというふうに聞いているところであります。

○藤野委員 複合的な災害を想定したものは必要だと、ということです。ぜひつくつていただきたいと思います。

今答弁あつたように、内閣府は現在、そうした住民避難などをめぐる新型ウイルス感染症の検討を始めたということを私も認識しております。そして、なるべく早く検討を進めると、言つてはいるのですが、これはもう既に起つて、いるわけですから急いでいただきたいのと、あと、私は

実効性が何よりも大事だと思うんですね。現在の避難計画の実効性、これも本当にあるのかという話があるわけで、それに加えた複合的な災害に対する実効性をどのように確保するかということを今後もしっかりと見ていただきたいというふうに思います。

そして、最後になりますけれども、先ほど荒井委員も、そして逢坂委員も玄葉委員も指摘されました。十三日に原子力規制委員会が、六ヶ所村の再処理工場について、事業変更許可申請書に関する審査案を了承した。つまり、基本的な部分はオーケーを出したということあります。

しかし、もう相次いで指摘もされましたけれども、プラントウムを再利用するという核燃料政策は行き詰まっているわけですね。ですから、それを再処理しようというこの工場の必要性そのものが問われている状況です。立地から三十五年たつて、着工から二十七年たつても未完成。建設費は当初の四倍の約三兆円に達しております。それなのに、肝心かなめの、現在、必要性そのものが大きく揺らいでいるわけです。

先ほど指摘もありましたが、高速増殖炉「もんじゅ」が、もう政府もやめると、廃炉に取りかかるべきだとして、フランスに参加しようと決意をした。それにかわるものとして、フランスの実証炉、ASTRIDというの日本も計画に参加しようとしていたんですけども、これも縮小、これも断念とも言われている。ですから、委員長にお聞きしたいんですが、再処理工場の必要性がなくなっているわけで、今後、いわゆる詳細設計に当たる設計及び工事の計画の認可とか、あるいは使用前検査というのは予定され、要するに、更に審査は続くわけですが、しかし、もう核燃料サイクルは破綻して、必要性そのものがなくなった施設のさらなる審査に、これ以上、人と労力と金とをつぎ込むというの私はやめるべきじゃないかと思うんですが、この点、どのようにお考えですか。

○更田政府特別補佐人 お答えをいたします。

○足立委員 お答えをいたします。

いか、これは原子力政策側、推進側の議論であります。繰り返しお答えしておりますけれども、規制と推進というのはそれぞれ独立してるべきであつて、政策を左右する手段として規制を使ってはならないというふうに考えております。

○藤野委員 そもそも、いわゆる行政手続法では、「遅滞なく当該申請の審査を開始しなければならず」とは書いているんですけども、それを実際どこまでやるのかというのは書かれていないわけですね。

ですから、やはり規制と推進の分離ということではなくて、そもそもこれは必要性がなくなつているわけですから、審査するべきじゃないと私は思います。

複合災害の検討など、やるべきことをやるべきであつて、そういうことはやらずに、必要性が失われたものの審査にもつ既に六年かけています。これはもう規制委員会の存在意義が問われる事態ですし、この再処理にかかるコストは最終的には電気料金に上乗せをされます。破綻したもののツケを国民に回すのは許されない。

○江渡委員長 次に、足立康史君。

○足立委員 日本維新の会の足立康史でございます。

本多先生が隣にいらっしゃいますけれども。きょう本多委員が、これは本多さんのやつですよね、いろいろ資料を出して大変失礼なことをおつしやつてましたが、その大宗はちょっとと言ひがかりですので、私も相当丁寧にこれを拝見しましたが、味方も国会にはいるということでぜひ我慢していただきたい、こう思います。

さて、私が更田委員長にぜひお願ひしたいの

は、新型コロナなんですね。全く関係ありません。誰か福島第一原発事故を十分に精査してきた有識者が一人ぐらい入つてもいい、それぐらいの思いでおりますが。

更田委員長、いろいろお忙しい中ですが、これだけ大変な事態になつていてる新型コロナ、一人の国民として、あるいは一人の科学者として、いろいろごらんになつていてお気づきのことがあれば教えていただきたいと思います。

○更田政府特別補佐人 お答えをいたします。

先生の御質問の中についた、いわゆる科学の専門家、科学者と、それから政治家の方との関係については、幾つかの類似点というのを見出しえるだろうというふうには思つております。例えば、ある危機に対してどう対処すべきかという具体的な方策に関しては、これは科学者の意見が尊重されるべきであると思つますけれども、一方で、実際に例えば原子力災害の例などをとりますと、放射線を避けるため、被曝を避けるためによる手段と、それから、その手段そのものが与えてしまっ危険性をはかりにかけて、どちらをどちらとどういうような決断があります。

きょう本多委員が、これは本多さんのやつですよね、いろいろ資料を出して大変失礼なことをおつしやつてましたが、その大宗はちょっとと言ひがかりですので、私も相当丁寧にこれを拝見しましたが、味方も国会にはいるということでぜひ我慢していただきたい、こう思います。

さて、私が更田委員長にぜひお願ひしたいの

は、新型コロナなんですね。全く関係ありません。全く関係ありませんが、危機対応という意味では、原子力規制委員会が、あるいは福島第一原発事故を経て日本が蓄積してきたシビアアクシデント、要は危機対応、国の行政がどういうふうに危機対応していくかということについては、私は新型コロナにも生かせると思うんですね。危機対応のマネジメントというのは普遍性があると思います。

だから、私は本当は、新型コロナの諮問会議に誰か福島第一原発事故を十分に精査してきた有識者が一人ぐらい入つてもいい、それぐらいの思いでおりますが。

○足立委員 お答えをいたします。

先生の御質問の中についた、いわゆる科学の専門家、科学者と、それから政治家の方との関係については、幾つかの類似点というのを見出しえるだろうというふうには思つております。例えば、ある危機に対してどう対処すべきかという具体的な方策に関しては、これは科学者の意見が尊重されるべきであると思つますけれども、一方で、実際に例えば原子力災害の例などをとりますと、放射線を避けるため、被曝を避けるためによる手段と、それから、その手段そのものが与えてしまっ危険性をはかりにかけて、どちらをどちらとどういうような決断があります。

きょう本多委員が、これは本多さんのやつですよね、いろいろ資料を出して大変失礼なことをおつしやつてましたが、その大宗はちょっとと言ひがかりですので、私も相当丁寧にこれを拝見しましたが、味方も国会にはいるということでぜひ我慢していただきたい、こう思います。

さて、私が更田委員長にぜひお願ひしたいの